＜参考＞

令和4年度青森県主任介護支援専門員研修　受講要件確認フローチャート

次のいずれかに該当する者

（1）
常勤・専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である者
（ただし、居宅事業所管理者との兼務は算入可）

（2）
ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、常勤・専従の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上である者
（ただし、居宅事業所管理者との兼務は算入可）

（3）
ケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、主任介護支援専門員に準ずる者として、地域包括支援センターに配置されている者

（4）
市町村直営の地域包括支援センターに配置されている者であって、地域の介護支援専門員への指導・支援等に関し十分な知識・能力を有する者として市町村長からの推薦を受けた者

（5）
その他、介護支援専門員の業務に関し十分な経験を有する者であり、県が適当と認める者

いいえ → 【受講不可】

はい

次の①、②の両方に該当するか？

① 平成21年度以前に実施された地域包括支援センター現任者研修または平成22年度以降に実施された地域包括支援センター職員研修を修了した

② 居宅サービス計画または介護予防サービス計画作成業務に従事した期間が通算して3年（36か月）以上である

いいえ → 【受講不可】

はい

次の要件に該当するか？

専任・兼任を問わず、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上である

いいえ → 【受講不可】

はい

次の①又は②のいずれかに該当するか？

① 青森県や指定研修実施機関が実施した研修の講師や研修指導者を2年以上継続的に担当した

② 他の介護支援専門員に対する助言・指導等を行う能力がある者として、事業所が特別に処遇している者

いいえ → 【受講不可】

はい

次の（ｉ）又は（ⅱ）のいずれかの研修を修了しているか？

（ｉ）介護支援専門員専門研修の課程Ⅰと課程Ⅱの両方

（ⅱ）介護支援専門員証更新研修（実務経験者向け）

いいえ → 【受講不可】

はい

《 受講要件を満たしています 》